

所 属 所 長 殿

財団法人石川県教職員互助会
理事長 中西吉明
(公 印 省 略)

財団法人石川県教職員互助会規程の一部改正について

標記のことについて、下記のとおり財団法人石川県教職員互助会運営規程、給付規程及び預金規程の一部を改正したので、会員に周知し、事務に遺漏のないよう願います。

なお、「教職員互助会事業の見直しについて（お知らせ）」を添付いたしますので、会員への周知にご利用頂ければ幸甚です。

記

1 財団法人石川県教職員互助会運営規程の一部改正について

(1) 改正内容

①掛金の免除

心身の故障により休職を命ぜられ、給料の支給が停止された場合、掛金を免除とする。

②掛金率

掛金率の変更

改正後	長期掛金	6.5/1000
	短期掛金	3.5/1000
	短期掛金のうち社会保険料控除適用事業にかかる掛金	0.3/1000
改正前	長期掛金	7/1000
	短期掛金	3/1000
	短期掛金のうち社会保険料控除適用事業にかかる掛金	1/1000

(2) 施行日

平成21年4月1日

2 財団法人石川県教職員互助会給付規程の一部改正について

(1) 改正内容

①医療補助金

i) 医療補助金算定に係る基礎控除額の変更

医療補助金算定に係る基礎控除額を8,000円から10,000円に引き上げる。

〔	・ 会員本人の給付額	〕
	医療費×3/10－公立学校共済組合等一部負担金払戻金相当額－ <u>10,000円</u>	
	・ 会員の被扶養者の給付額	
	医療費×3/10－公立学校共済組合等家族療養費附加金相当額－ <u>10,000円</u>	

ii) 入院補助の1日あたりの給付額の変更

改正後 700円/日

改正前 1,000円/日

②死亡弔慰金

給付対象の変更

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none">・会員・会員の配偶者・会員の「氏」を同じくする親・会員の子	<ul style="list-style-type: none">・会員・会員の配偶者・会員の被扶養者・会員の配偶者の被扶養者・会員の被扶養者でない実の親・会員の被扶養者でない「氏」を同じくする親

③災害見舞金

改正後 一律5万円給付

改正前 損害の区分による給付額（最高50万円）

④無給与休職者見舞金

掛金相当額の給付の廃止（運営規程改正により掛金の免除）

(2) 施行日

平成21年4月1日（医療補助金・入院補助：平成21年2月診療分から）

3 財団法人石川県教職員互助会預金規程の一部改正について

(1) 改正内容

預金利率

改正後 0.2%

改正前 0.27%

(2) 施行日

平成21年3月6日

事務担当
教職員互助会事務局
TEL 076-225-1848
FAX 076-225-1977